

マンション耳より最新情報

京都市地域活性化推進条例とは？

京都市が住民組織、事業者との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するため、この条例を制定した。

条例では、住宅の販売事業者が重要事項の説明をする際に、住民組織の活動に関する情報等を提供するよう努めなければならないとしている。

また、マンション建築業者に連絡調整担当者（住民組織との連絡及び調整を行う者）を選任させ、その担当者の氏名及び連絡先を市長に届け出ることを義務付けた。

豊島区マンション推進条例とは？

マンション管理に特化した条例は全国初

区内 1,078 棟の分譲マンションのうち
937 棟の訪問調査を実施

豊島区は区内すべての分譲マンションの管理組合や所有者に対し、「規約の作成・閲覧」、「名簿作成」、「長期修繕計画の作成と見直し」等を義務付ける条例を制定し、25年7月施行を目指す。義務規定については区長への届け出を求め、従わない場合、指導、要請、勧告を行い、それでも応じないときはマンション名の公表に踏み切る。

「広報楽々講座」開催

「広報紙を作りたいけど、やり方がよくわからない」とお悩みのみなさま必見！

いたかん相談役の細谷光子氏（タウン誌「しろがね」編集長）が基礎から教えてくれます。

平成25年1月10日（木）と2月7日（木）の2日間、午後6時30分から、ボランティアセンターで開催します。

奮ってご参加ください。お待ちしております。

あれこれ発言集

連続座談会（勉強会）

- 一、小修繕の見積書は、管理会社の出してきたものより理事会で採った業者のものの方が三割ほど安い。
- 二、修繕積立金の運用には「マンションすまい・る債」が一番だが、十年積立なので、理事が毎年替わる場合、引継ぎがネックとなる。
- 三、共用部分の電力一括契約は五年でペイする。
- 四、消火器を交換するときはゲージ付きを薦める。
- 五、何事にも基本的に自分たち（管理組合）で対応すると思っていればよい。

